

【参考】

事務連絡  
平成24年10月23日

都道府県  
各 指定都市  
中核市  
都道府県  
都道府県  
衛生関係主管課 御中  
障害福祉関係主管課

厚生労働省健康局疾病対策課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者の範囲に難病の者等を追加することに伴う障害福祉サービスの事業者指定に係る関係機関の連携等について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。）第4条第1項に定める障害者の定義に難病の者等を追加することとされたところであり、新たに障害福祉サービス等の対象となる者の範囲については、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において平成25年4月1日の施行に向け、議論を進めているところです。

これにより、現在難病患者等居宅支援事業のうち、難病患者等ホームヘルプサービス事業及び難病患者等短期入所事業を実施する事業者において、障害福祉サービス事業を平成25年4月より新たに実施する場合、事前に障害福祉サービスの事業者指定を受ける必要があります。

このため、難病患者等ホームヘルプサービス及び難病患者等短期入所事業の実施主体である市町村の衛生関係主管課においては、同市町村の障害福祉関係主管課及び都道府県等に対し、事業者情報等の必要な情報の提供を行うとともに、都道府県等においては、管内市町村と連携しつつ、遅滞なく事業所の指定が実施されるよう対応をお願い致します。

なお、事業者指定に関しては、平成24年10月22日の障害保健福祉関係主管課長会議資料（別添）において、各都道府県等に周知していることを申し添えます。

厚生労働省健康局疾病対策課

難病調査係・難病医療係

TEL : 03-5253-1111

(内線2355)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課福祉サービス係

TEL : 03-5253-1111

(内線3091)

(別添)

## 障害福祉サービスに係る事業者指定について

(平成 24 年 10 月 22 日障害保健福祉関係主管課長会議資料 (抄) )

現在、難病患者等居宅生活支援事業において難病患者等ホームヘルプサービス事業及び難病患者等短期入所事業を実施する事業者が、平成 25 年 4 月 1 日以降、新たに居宅介護、短期入所等の障害福祉サービス事業を実施する場合、障害者自立支援法第 36 条に基づく指定を受ける必要がある。

このため、都道府県等においては、管内市町村の福祉部局を通じ、同市町村の衛生部局が持つ難病患者等ホームヘルプサービス事業及び難病患者等短期入所事業に関する事業者情報等について共有されたい。また、障害福祉サービス事業の指定を受けていない事業者に対しては、指定を受けない場合、平成 25 年 4 月 1 日以降新たに居宅介護、短期入所等の障害福祉サービス事業の実施ができないこと、また、事業者指定においては、都道府県等の条例で定める人員基準や設備基準を満たしていることが必要となることを伝えるなど、指定に十分な時間を事業者が確保できるよう努め、平成 25 年 3 月末までに遺漏なく指定が行えるよう、働きかけ願いたい。

## 4 難病等の追加に係る障害福祉サービス・障害児支援の支給決定について

### (1) 概要

整備省令及び整備告示では、難病患者等を障害福祉サービスの対象とすることに伴う規定の整備として、現行の規定では難病患者等が対象とならない自立訓練（機能訓練）、共同生活介護及び共同生活援助について、難病患者等もその対象となるよう所要の規定の整備を行っている。これにより、難病等の者は、支援の必要性に応じて、障害者総合支援法及び児童福祉法上のサービスを利用することができる。

（参考1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（抄）

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>（法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜）</p> <p>第六条の七 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。</p> <p>一 自立訓練（機能訓練） 身体障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）<u>又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第一条で定める疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの（以下この号において「身体障害者等」という。）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。）又は<u>当該身体障害者等の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援</u></u></p> <p>二 （略）</p> | <p>（法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜）</p> <p>第六条の七 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。</p> <p>一 自立訓練（機能訓練） 身体障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）<u>につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。）又は<u>当該身体障害者等の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援</u></u></p> <p>二 （略）</p> |

(参考2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働大臣告示第523号)(抄)

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>第9 共同生活介護</p> <p>1 共同生活介護サービス費(1日につき)<br/>イ～ホ (略)</p> <p>注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する<u>障害者</u>(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者<u>にあつては</u>、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。第16の1の注1において同じ。)に対して、指定共同生活介護(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> | <p>第9 共同生活介護</p> <p>1 共同生活介護サービス費(1日につき)<br/>イ～ホ (略)</p> <p>注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する<u>身体障害者</u>(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者<u>をいい</u>、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、<u>知的障害者</u>(<u>知的障害者福祉法</u>(昭和35年法律第37号)にいう<u>知的障害者</u>をいう。)又は<u>精神障害者</u>(<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u>(昭和25年法律第123号)<u>第5条に規定する精神障害者</u>をいう。以下同じ。)(第16の1の注1において「<u>身体障害者等</u>」という。)に対して、指定共同生活介護(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> |
| 2～9 (略)   | 2～9 (略)  |
| 1の2～12 (略)  | 1の2～12 (略)   |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>第 16 共同生活援助</p> <p>1 共同生活援助サービス費（1日につき）<br/>イ～ヘ （略）</p> <p>注 1 イからヘまでについては、主として区分1に該当する<u>障害者</u>又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない<u>障害者</u>に対して、指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>1 の 2～10 （略）</p> | <p>第 16 共同生活援助</p> <p>1 共同生活援助サービス費（1日につき）<br/>イ～ヘ （略）</p> <p>注 1 イからヘまでについては、主として区分1に該当する<u>身体障害者等</u>又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない<u>身体障害者等</u>に対して、指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>1 の 2～10 （略）</p> |

## （2）難病等の追加に係る障害福祉サービスの支給決定について

難病等の追加に係る障害福祉サービスの支給決定については、従前の難病等以外の者の取扱いと異なるものではない。支給決定に当たって、障害者総合支援法の対象となる疾病の範囲については、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等により確認するとともに、すでにお示ししている「難病患者等に対する障害程度区分認定」（平成25年1月23日事務連絡）を参考とされるほか、必要に応じ、保健師や看護師、保健所や審査会委員等の医師など医療に関する専門的な知識を有している者との連携や、「難病情報センター」のホームページなどで、該当する難病等の症状や特徴を十分に確認するなど、適正・円滑に支給決定が行われるようお願いする。

特に訓練等給付費（特例訓練等給付費を含む。）の対象となる障害福祉サービスを利用する障害者については、障害程度区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案することとなっている。その際、医師の診断書等に記載されている疾病名のみに着目するのではなく、障害があるが故に日常生活及び社会生活を営むのに支障を來している状況等を含めて勘案し、支給決定されたい。また、利用者に障害福祉サービスが適切に提供されるよう、衛生部局と福祉部局の連携等、適切な体制の確保を図られたい。

なお、「介護給付費等の支給決定等について」（平成19年3月23日付け障発0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等、支給決定に係る通知等の改正については、別途お示しすることとしている。

### (3) 難病等の追加に係る障害児支援の給付決定について

平成25年4月1日より児童福祉法が改正され、障害児の定義に「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」が追加され（児童福祉法第4条）、難病を有する児童が児童福祉法の障害児支援の対象となる。

障害児支援の給付決定に当たっては、障害程度区分や医学的診断名又は障害手帳を有することを必須要件としておらず、児童に障害が想定されたり、療育や支援の必要性が認められれば障害児支援の対象とされているところであるが、難病を有する児童に対する給付決定についても同様の取扱いとなることから、都道府県や市町村においては、療育や支援の必要性等を踏まえ、適切に決定していただくようお願いする。

対象となる疾病の範囲や症状については、障害者と同様の取扱いとしていることから、給付決定の判断に当たっては「難病患者等に対する障害程度区分認定」（平成25年1月23日事務連絡）を参考としたり、必要に応じ、難病相談・支援センター等に照会するなどして、適正・円滑に対応していただくようお願いする。また、小児慢性特定疾患の児童に対しては、現在、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の対象となっているところであるが、このうち、難病と重複する小児慢性特定疾患の児童については、平成25年4月から障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象（併給は認められない。）となるほか、必要な障害福祉サービス等を受けることが可能となるのでご留意いただきたい。

なお、障害児通所給付費及び障害児入所給付費の給付決定に係る通知等（「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」（平成24年3月30日付け障発0330第14号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等）の改正については、別途お示ししている。

## 5 難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いについて

### (1) 地域生活支援事業の対象となる難病等について

地域生活支援事業は各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。

事業の対象者については、障害者自立支援法第4条第1項に規定する「障害者」及び同条第2項に規定する「障害児」としているが、平成25年4月1日から施行される障害者総合支援法において、障害者及び障害児の定義に難病等が追加されることに伴い、難病患者等も地域生活支援事業の対象となる。

今後、地域生活支援事業については、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号障害保健福祉部長通知別紙）の一部を改正するため、障害保健福祉関係主管課長会議で一部改正案を提示するとともに、平成25年度予算成立後、速やかに通知を発出する。

（参考資料8）

### (2) 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

#### ① 難病患者等日常生活用具給付事業について

難病患者等日常生活用具給付事業は、難病患者等居宅生活支援事業の一つとして、難病患者等のQOLの向上のために平成9年から開始されており、難病患者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に実施されている。

平成25年4月1日から施行される障害者総合支援法において、障害者及び障害児の定義に難病等が追加されることに伴い、難病患者等日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業と補装具費の支給で対応していくこととなる。

（参考資料9）

#### ② 日常生活用具給付等事業の対象者について

障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象者は、各市町村の判断において、身体障害者障害程度等級表などを参考に決めているところであるが、平成25年度4月からの障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなるため、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象者についても難病患者等を追加していただくよう配慮願いたい。また、各市町村においては難病患者等であると確認できた場合には、身体障害者手帳の有無に関わらず、給付の要否を判断していただきたい。

給付の要否を判断する際には、医師の診断書のほか、保健師などによる訪問調査を経て難病患者等の症状の確認を行うことなどが考えられる。